

【届出を対象とした募集(売出)金額】

募集金額

ブックビルディング方式による募集	28,050,000 円
------------------	--------------

売出金額

(引受人の買取引受による売出し)

ブックビルディング方式による売出し	365,640,000 円
-------------------	---------------

(オーバーアロットメントによる売出し)

ブックビルディング方式による売出し	55,000,000 円
-------------------	--------------

(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。

【募集の方法】

2025 年9月 26 日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。))は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は 2025 年9月 16 日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社名古屋証券取引所(以下「取引所」という。))の定める「有価証券上場規程施行規則」第 256 条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。))により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	30,000	28,050,000	15,180,000
計(総発行株式)	30,000	28,050,000	15,180,000

(注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2025 年9月2日開催の取締役会決議に基づき、2025 年9月 26 日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,100 円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は 33,000,000 円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

【募集の条件】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位(株)	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注)1	未定 (注)1	未定 (注)2	未定 (注)3	100	自 2025 年9月 29 日(月) 至 2025 年 10 月2日(木)	未定 (注)4	2025 年 10 月6日(月)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。発行価格は、2025 年9月 16 日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2025 年9月 26 日に引受価額と同時に決定する予定であります。仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2025 年9月 16 日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び 2025 年9月 26 日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2025 年9月2日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2025 年9月 26 日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第1項に基づき算出される資本

金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
5. 株式受渡期日は、2025 年 10 月7日(火)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 申込みに先立ち、2025 年9月 18 日から 2025 年9月 25 日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。
8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
Jトラストグローバル証券株式会社	東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番3号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2025 年 10 月6日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目 6番1号		
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目 6番 21 号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋室町 二丁目2番1号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号		
丸三証券株式会社	東京都千代田区麹町三丁目 3番6		
あかつき証券株式会社	東京都中央区日本橋小網町 17 番 10 号		
計	—	30,000	—

(注) 1. 2025 年9月 16 日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(2025 年9月 26 日)に元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000 株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

【売出要項】

【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	50,000	55,000,000	東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番3号 Jトラストグローバル証券株式会社 50,000 株
計(総売出株式)	—	50,000	55,000,000	—

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、Jトラストグローバル証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、Jトラストグローバル証券株式会社は、名古屋証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。

5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,100 円)で算出した見込額であります。

6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3. に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載】

1. 名古屋証券取引所ネクスト市場への上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、Jトラストグローバル証券株式会社を主幹事会社として、名古屋証券取引所ネクスト市場への上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である木暮康雄(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2025 年9月2日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式 50,000 株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1) 募集株式の数	当社普通株式 50,000 株
(2) 募集株式の払込金額	未定 (注)1.
(3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第 14 条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注)2.
(4) 払込期日	2025 年 11 月6日(木)

(注) 1. 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、2025 年9月 16 日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額(会社法上の払込金額)と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、2025 年9月 26 日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、2025 年 10 月7日から 2025 年 10 月 29 日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、名古屋証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ賃貸人である木暮康雄、当社株主であるパズー株式会社、株式会社ニキティス、田中祥太郎及び木暮正彦は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 180 日目の 2026 年 4 月 4 日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社の役員かつ新株予約権者である木暮康雄、田中祥太郎、鈴木祐太、三輪衛及び渡會拓馬は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 180 日目の 2026 年 4 月 4 日までの期間、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した株式の売却等を行わない旨合意しております。

更に、当社株主であるディップ株式会社、株式会社ラサ、TSVF1 投資事業有限責任組合、アコード・ベンチャーズ 1 号 CF 投資事業有限責任組合、株式会社エルテスキャピタル及び株式会社丸喜堂は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後 90 日間（2026 年 1 月 4 日）までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、売却価格が「第 1 募集要項」における発行価格の 1.5 倍以上であって、主幹事会社を通じて行う株式会社名古屋証券取引所で行う売却等を除く。）を行わない旨を合意しています。

加えて、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2025 年 9 月 2 日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

【主要な経営指標等の推移】

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	2020年11月	2021年11月	2022年11月	2023年11月	2024年11月
営業収益 (千円)	99,915	100,677	178,786	333,842	598,639
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△106,705	△32,678	△20,333	39,098	50,062
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△109,232	△32,858	△20,513	46,187	64,731
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—	—	—

418A：ウリドキ株式会社

資本金	(千円)	189,565	50,000	50,000	50,000	61,000
発行済株式総数		202,454	202,454	202,454	202,454	206,077
普通株式	(株)	167,611	167,611	167,611	167,611	171,234
A 種優先株式		34,843	34,843	34,843	34,843	34,843
純資産額	(千円)	24,116	△8,741	△7,243	38,943	103,674
総資産額	(千円)	134,859	99,228	131,475	180,225	289,595
1株当たり純資産額	(円)	△1,020.34	△1,216.38	△1,338.77	△106.32	△53.42
1株当たり配当額	(円)	—	—	—	—	—
(1株当たり中間配当額)	(円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円)	△539.54	△162.30	△101.32	22.81	31.71
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	17.9	△8.8	△22.3	9.4	35.8
自己資本利益率	(%)	—	—	—	△747.6	107.4
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	19,265	43,741
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△2,315	△165
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△6,684	△6,230
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	—	—	—	115,267	152,612
従業員数	(名)	18	11	12	11	19
[外、平均臨時雇用者数]		[—]	[—]	[—]	[—]	[—]

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移は記載しておりません。

2. 第6期から第8期については、主に新型コロナウイルス感染症によって、当社の主たる顧客である店舗営業を行っているリユース業者の多くが深刻な影響を受け、結果として当社も多くの取引先との契約が解除となったことにより経常損失及び当期純損失を

418A：ウリドキ株式会社

計上しております。なお、第8期については、新型コロナウイルス感染症の影響が弱まってきたことにより、営業収益が増加し経常損失及び当期純損失の金額は第6期、第7期に比べて縮小しております。

3. 持分法を適用した場合の投資利益は、当社は関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

5. 当社株式は非上場であるため株価収益率を記載しておりません。

6. 主要な経営指標等の推移のうち、第6期、第7期及び第8期は、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査を受けておりません。

7. 第9期及び第10期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、ESネクスト有限責任監査法人により監査を受けております。

8. 第6期から第8期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

9. 第6期から第10期の1株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額及び新株予約権の帳簿価額を純資産の部の合計額から控除して算定しています。

10. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。

11. 第6期から第8期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに関する各項目については記載しておりません。

12. 2025年6月26日付でA種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価としてA種優先株主にA種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式について、2025年6月11日開催の取締役会決議により、2025年6月26日付で会社法第178条の規定に基づき、すべて消却しております。

13. 2025年7月15日付で株式1株につき10株の分割を行っており、第9期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

14. 2025年7月15日付で株式1株につき10株の分割を行っております。そこで、株式会社名古屋証券取引所の引受担当者宛通知『『上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について』（平成20年4月4日付名証自規G第8号及び平成24年10月1日付同取扱い）に基づき、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、第6期、第7期及び第8期の数値は、ESネクスト有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	2020年11月	2021年11月	2022年11月	2023年11月	2024年11月
1株当たり純資産額 (円)	△102.03	△121.64	△133.88	△106.32	△53.42
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△53.95	△16.23	△10.13	22.81	31.71

潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額	(円)	—	—	—	—	—

【関係会社の状況】

該当事項はありません。

【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2025 年8月 31 日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
16	32.6	1.6	5,106

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者はおりません。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社は、プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載は省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成 27 年法律第 64 号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第 76 号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

【所有者別状況】

2025 年8月 31 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100 株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	19	1	—	25	45	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	12,013	125	—	8,462	20,600	770
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	58.3	0.6	—	41.1	100.0	—

【株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の総数に 対する所有株式数の割合 (%)
木暮 康雄 (注)1、2	706,240 (163,000)	29.29 (6.76)
パズー株式会社 (注)1、3	500,000	20.74
株式会社ニキティス (注)1、3	192,500	7.98
田中 祥太郎 (注)4	102,510 (89,000)	4.25 (3.69)
ディップ株式会社 (注)1	98,220	4.07
TSVF1 投資事業有限責任組合 (注)1	89,290	3.70
株式会社ラサ (注)1	60,610	2.51
アコード・ベンチャーズ1号CF投資事業有限責任組合 (注)1	54,060	2.24

418A：ウリドキ株式会社

木暮 正彦 (注)1、7	40,000	1.66
株式会社エルテスキャピタル (注)1	35,710	1.48

(注) 1. 特別利害関係者等(大株主上位 10 名)

2. 特別利害関係者等(当社の代表取締役)

3. 特別利害関係者等(役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社)

4. 特別利害関係者等(当社の取締役)

5. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

6. 当社の従業員又は元従業員

7. 特別利害関係者等(当社の代表取締役の二親等内の血族)

8. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。